

押印廃止をきっかけに実現する行政手続の利便性向上

これまでの行政手続

押印を求めていたことにより、多くの時間と手間が発生！

- ・ 持参だと対面に、郵送だと到達に時間がかかる



- ・ 必ず印刷が必要で、手間とコストがかかる

- ・ 申請書等への押印のために出勤
(テレワークができない)



押印が必要だった行政手続 (1021手続)

- ・ 電子調達 (物件) 利用者登録
- ・ 補助金等交付申請 (県単独)
- ・ 行政財産貸付 (使用許可) 申請
- ・ 後援名義使用承認申請 など

県の独自手続は全て押印廃止へ

これからの行政手続

押印を不要としたことにより、手続のオンライン化等による迅速化、申請者にとっての省力化を実現！！



手続の迅速化
(すぐ届く)

ペーパーレス
(手間とコストの削減)



対面機会の減少
(行かなくて済む)

